

○障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則

平成26年9月30日

規則第39号

改正 平成30年3月30日規則第18号 令和3年3月30日規則第28号
令和6年3月29日規則第21号

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則をここに公布する。

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 相談対応記録（第3条）
- 第3章 鹿児島県障害者差別解消支援協議会（第4条—第10条）
- 第4章 あっせん（第11条・第12条）
- 第5章 勧告及び公表（第13条・第14条）
- 第6章 意見陳述の機会の付与（第15条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 相談対応記録

第3条 条例第18条第1項の相談員は、条例第17条第2項に規定する相談への対応を行ったときは、相談対応記録票（別記第1号様式）を作成し、その内容を明確に記録しなければならない。

第3章 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

（組織）

第4条 条例第19条第1項の鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 福祉，医療，雇用，教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。

2 会議は，委員の過半数が出席しなければ，開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 会議の議事に直接の利害関係を有する委員は，その議事に加わることができない。

(部会)

第8条 協議会は，その定めるところにより，部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は，会長が指名する。

3 部会に部会長を置き，会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は，当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき，又は部会長が欠けたときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

6 協議会は，その定めるところにより，部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は，部会について準用する。この場合において，同条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(平30規則18・令6規則21・一部改正)

(協議会の定める事項)

第10条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 あっせん

(あっせんの申立て)

第11条 条例第20条第1項又は第2項の申立てをしようとする者は、あっせん申立書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(あっせんの不実施等)

第12条 知事は、条例第21条第4項の規定により、協議会からあっせんを行わない旨の報告を受けたときは、あっせん申立書を提出した者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、条例第21条第4項の規定により、協議会からあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせん申立書を提出した者及び障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 勧告及び公表

(勧告の方式)

第13条 条例第22条第2項の規定による勧告(以下「勧告」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行った者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の原因となる事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(公表の方法)

第14条 条例第22条第3項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ掲載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行った者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 勧告の要旨

(4) その他知事が必要と認める事項

第6章 意見陳述の機会の付与

(意見陳述の機会の付与の方式)

第15条 条例第23条の規定による意見陳述（以下「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、次に掲げる事項を記載した書類（以下「意見書」という。）を提出してしなければならない。

(1) 公表に係る者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 公表に対する意見

(3) その他必要な事項

(意見陳述の機会の付与の通知の方式)

第16条 知事は、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日）の1週間前までに、公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される公表の内容

(2) 意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(3) 意見陳述に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 知事は、公表に係る者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、同項第2号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を県庁前の掲示板に掲示することによって行うことがある。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第17条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第2項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「公表当事者」という。）の代理人は、各自、公表当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

2 公表当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（別記第3号様式）及び公表当事者が代理人に対して公表当事者のために意見陳述に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を知事に提出しなければならない。

3 公表当事者は、選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別

記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第18条 公表当事者は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見陳述期日等変更申出書(別記第5号様式)により意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出により、又は職権で、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更したときは、公表当事者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(口頭による意見陳述の聴取)

第19条 知事は、口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その指名する職員に意見陳述を録取させるものとする。

2 前項の規定により意見陳述を録取する者(以下「意見陳述録取者」という。)は、意見陳述の冒頭において、予定される公表の内容を公表当事者に対し説明しなければならない。

(意見陳述調書)

第20条 意見陳述録取者は、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成しなければならない。

(1) 口頭による意見陳述の件名

(2) 口頭による意見陳述の日時及び場所

(3) 意見陳述録取者の氏名及び職名

(4) 口頭による意見陳述の期日に出頭した公表当事者の住所及び氏名

(5) 口頭による意見陳述の期日に出頭しなかった公表当事者の住所及び氏名並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 公表当事者の口頭による意見陳述の要旨

(7) 証拠書類等が提出されたときは、その名称

(8) その他参考となるべき事項

2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事が適当と認めるものを添付して意見陳述調書の一部とすることができる。

3 意見陳述録取者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等の場合における措置)

第21条 知事は、公表当事者が正当な理由なく第16条第1項第2号の提出期限(第18条第2項の規定により延長された提出期限を含む。)までに意見書を提出しない場合又は同号の出頭すべき日時(第18条第2項の規定により変更された出頭すべき日時を含む。)に出頭しない場合には、当該公表当事者に対し改めて意見陳述の機会を与えないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月30日規則第18号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第28号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第21号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。